

長野市農業委員会 第 31 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 31 日 (水)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 58 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 22 番 塚田 厚
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
21 番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
主 査 駒村貴久美 主 事 小林來以奈
農業政策課
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 280 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 281 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 282 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 283 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第 284 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 285 号 非農地決定について
報告第 122 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 123 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 124 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 286 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
議案第 287 号 長野市農政懇談会について
議案第 288 号 第 19 期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催について
議案第 289 号 第 7 回長野県農業委員会大会における要請事項について

曾根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりですので農業委員会総会を開会させていただきます。

盆過ぎから天気が悪くて、雨が非常に多いということがありますが、農地パトロールが盛んに行われていると思いますが、無事全地域の農地パトロールが終了するようにお願いしたいと思います。

今朝の農業新聞に生産資材価格について記事が載っておりまして、7月の農業物価指数を見ると、肥料が前年比36パーセント高いという記事が載っていました。特に高いのが尿素の関係が194パーセントの価格になっている。塩化カリウムにつきましては、160パーセントの高い価格になって動きが止まってきているという状況です。国では肥料の支援金の関係がありますので、これから支援していくという動きになりますので情報等ありましたら提供のほうをお願いしたいと思います。

会長代理の曾根ですが本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんで農業委員会憲章の唱和をしますが私の方で唱和しますのでお読みいただきたいと思います。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただ今から、第31回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席員数は、在任委員25名中24名で過半数に達成しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は21番酒井昌之委員です。挨拶ですが、最初に青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さんご苦勞さまでございます。非常にお忙しいところ、本総会に来ていただきまして、誠にありがとうございます。今日、いろいろとお話ししたいことがあるんで、少し時間をいただいております。

まず今、冒頭に曾根代理がお話しありましたように、各地区で、農地の利用状況調査のパトロール、点検作業をしていただいて、順調に進んでいるというふうに私自身は思っております。暑い中、なおかつ荒廃地のひどいところについては、ブタクサが3メートル以上で先が全く見えないというような状況のところもあるんですけど、この調査の結果というのは、私どもとしては非常に大きな、次への大事な資料ベースになりますので、実態をきちっと管理いただいて、事務局のほうへご報告をいただければありがたいなというふうに思っております。

今月の調査会でも情報を流しましたが、8月6日に西山地区、特に小川村、それから長野市の中条地区におきまして集

中豪雨がありました。特に、土尻川の氾濫、それによる水田への土砂の流れ込み、畦畔のいわゆるクレーターというような被害の報告を受けております。まず、被害に遭われた農家の皆さんがたにつきましたは、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

農業土木の、いわゆる農地の関係の部門と話をしたんですけども、すでに、一応現場調査等々については行っているという報告も受けております。私ども、これに対して十分な対応を取らなきゃいけないんですけども、もうちょっと推移を見守っていきたいと思いますけども、いずれにいたしましても、これから大きな台風も今、控えております。今後、農産物を中心とした被害発生等々については、発生自体は非常に困るんですけども、発生ベースでまた情報等々、共有化をしたいと思っておりますので、事務局へのフィードバック、または役員等にも連絡をいただければありがたいというふうに思っております。

それから、昨日ですけども、私、地元が若穂地区ですけども、ご承知のとおり、今、果物の盗難ということで、非常に悪い話題になっております。長野市の、昨日たまたま中央警察署の署長さんが来られまして、やはり長野市でも、もう十数件そういう届け出が出ているというふうに報告をしておりますけども、昨日たまたま若穂保科地区でNPO法人の皆さんがたが、いわゆる青パト隊を結成して、自分たちの果樹、とりわけブドウ、それからリンゴ畑を中心として巡回をするというようなことで、出発式をやりました。昨日たまたま、荻原市長さんも出席いただきまして、ぜひ、この若穂から1件もそういった盗難の話がないようにということで、激励をいただきながら元気に活動をスタートしました。

それぞれの地区、特に果樹地帯においては、これからもこういった、被害というのが予想されますけど、当然行政、とりわけ警察を含めての治安というところ、大前提なんですけども、農産物については、まずは私ども、生産者なり、われわれ農業関係者がまず自ら守ることが、まず大前提かなと思います。そんなことで、活動をもし、皆さんのほうで必要であれば情報提供をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから次、コロナの関係があります。政府はコロナとまさに一緒に、生産活動、経済活動を進めてくという大方針を出して動いております。私たちの活動も、これから、今日もお話になっておりますけど、研修会等々、それから大きなイベント、大会等々予定をしております。今のところは、行動規制がない

限り、それぞれの事業、イベント等については実施していくということになっております。長野市農業委員会も基本的にはそういう考え方でいきます。ただし飲食については、これについてはくれぐれも、判断については慎重にやっていきたいというふうに思っています。今、長野県ではレベル6ですからね。多くのところが、レベル6であれば一定の人数以上の懇親会、飲み食いについては見合わせているというのが現況でございます。この辺も、私どもは当然参考にしながら、これから判断をしていきたいというふうに思っていますので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、私どもの農業委員の任期が、あと半年足らずでございます。おかげさまで2年半、ほぼ順調に、いわゆる農地法を含めた案件等々について処理もして参りましたけれど、最近やっぱり、特に感じますのは、非常に判断が難しいような案件がやっぱり出てますよね。特に、環境だとか太陽光発電とかです。なかなかやっぱり、事業者は事業者の言い分あると思いますけど、私たちは、農業委員会という立場では、農業者を守る、農業を守るという前提での判断を、当然させていただきます。

正直申し上げまして、総会で決めれば、基本的には長野市農業委員としての結論となります。件数の数字がなかなか、ご承知のとおり、やっぱり相当数、件数が出てるんです。しかも長野市は多種多彩でございます。そういった面においては、いわゆる地域での調査会での議論っていうのが非常に大事になってくるわけです。

調査会の前は当然、それぞれの担当者の方々が、農業委員を中心にそれぞれ自分なりにジャッジして、それで調査会に諮るわけでございますけども、特に住民感情等々の含まれるような案件等々については、できれば農業委員、それから最適化推進委員セットで、現場の確認だとか、意見聴取とかいうようなことをしていただいて、できるだけ意見の吸い上げというものを慎重にやっていただければありがたいなと思っています。

それぞれ、申請者、それから地域の住民の方、もっとの主張をされるわけですけども、あくまで私ども、最終的にはやっぱり法律に基づいたジャッジをするというだけでございますので、その辺を含めて確認をしたいというふうに思っております。

今日もいくつか案件、準備しております。その前に、今日は皆さんがたのお手元に曾根代理の活躍の新聞のコピーをお配りしております。この前、研修会で大岡にお邪魔したときの取り組み内容が、全国農業新聞に掲載されました。大岡三千石の

記事と取り組みの内容でございます。結構、県からも今、この取り組み、特に中山間地域における取り組みとしては、非常に注目されております。

詳しいことはまた、曾根代理のほうにお問い合わせいただければいいと思いますけども、こんな活動も、非常に、県下としても注目をしているということをお伝え申し上げてご紹介をさせていただきたい、いうふうに思います。

限られた時間ではございますけども、内容の慎重な議論及び活発なご発言をいただきながら、この会議を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ご静聴ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、本藤事務局長より、挨拶をお願いします。

本藤事務局長 事務局の本藤です。よろしくお願いいいたします。私からは、19期の農業委員体制の手続きの関係について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今月18日に、第1回長野市農業委員会委員選考委員会を開催いたしまして、公募委員2名を含む8名の方々に委嘱書をお渡しし、選考委員会会長にはグリーン長野農業協同組合代表理事常務の安藤猛さん、副会長にはながの農業協同組合常務理事の小池宏明さんが選出され、今後の日程や選考の流れ等を事務局から説明したところでございます。

昨日30日17時現在の受付状況でございますけれども、農業委員25名に対して10名、推進委員42名に対して18名という受付状況でございます。受付期間につきましては、今週末の9月2日金曜日まででございますが、受付状況を勘案し、1週間程度、受付期間を延長する予定でございます。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をお願いします。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 青木でございます。議事進行をさせていただきますので、皆さまがたのご協力をよろしくお願いいいたします。これよりは着座にして進行させていただきます。ご容赦願いたいと思っております。

それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号15番 林部安壽委員、議席番号16番 羽田悟委員の両委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居

の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。

本日の議案案件の中に、当事者または関係者となっている方がございましたらお申し出ください。いないですね。

【該当者なし】

議 長 ないということを確認させていただきました。
それでは次に、議案の修正等の報告を事務局からお願いします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井です。よろしくお願いいいたします。初めに、資料の確認をお願いいいたします。本日、お手元のお配りいたしました資料及び、皆さまに事前にお届けをして本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧表のとおりでございます。後でご確認をお願いしたいと思います。

また、農地法等の議案の関係、本冊の訂正につきましては、地区調査会におきましてご説明をしているところでございますので、本日の説明は省略をさせていただきますがよろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 調査会以降は修正はなしということですね。

熊 井 主 幹 はい。そういうことです。

議 長 分かりました。よろしいですね。それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 280 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より事案の説明をお願いいいたします。

熊 井 主 幹 それでは、議案の説明をさせていただきます。説明は座ったままで失礼をいたします。議案第 280 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。第 31 回総会農地法等議案、本冊の 1 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 3 ページの 6 番までの 6 件でございます。内容は所有権移転案件が 5 件、賃貸借権設定案件が 1 件となります。

また、3 ページの 6 番は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる許可することのできない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いい申し上げます。

議 長 本議案は長野市農業委員会第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。また、農家創設の聞き取りも行っていたいただいております。

各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意

見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番についてお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当、そう判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から2番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。2番でございますが、所有権移転でございます。調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番についてお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。同様に3番、所有権移転であります。許可条件に適合しており問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、4番5番についてご報告をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしくをお願いいたします。4番、5番とも、所有権移転、同様に許可条件を満たしておりますので、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、6番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 所有権移転で、農家創設という形でございます。今月、調査会の中で本人に来ていただきまして、説明を受けました。●●を卒業して長野県に就職をしていると。現在も就職しているという状態であります。その中で、農業を目指して、いかに農業を発展させるかを追求していきたいということで、トライアスロンで鍛えた精神力、体力で、遊休農地を農地に戻して、就農者が増えるような環境をつくっていききたいというような意気込みでありました。

本当に体力はすごい自信があるようであります。それで、計画部分が1町歩であります。場所が、松代町東条ってことでアズの産地なんです。ちょっと傾斜地があるということで、そこに1町歩ちょっと、現金で土地を取得しました。その土地はすぐ農地として使える土地ばっかじゃなくて、半分ぐらいは使えるんですけど、それ以外はまだ木がぼうぼうだとか、そんなようなことで、ちょっと大変なんです。一応、仲間が20人いて、そういう人たちに手伝っていただきながら、バックホウとかそういうのも、みんなもう用意してありまして、そういう

のをきれいにして農地にしたいという意気込みを話されました。

勤めながら1町歩以上の農業をやってくってというのは「大変ですよ」とこちらのほうからも話をしまして、「農協さんの技術員さんとか、回りの農家の方にいろいろ情報聞きながら一生懸命やってください」というようなことを言うておきましたが、本人は、「体力に自信あるんで、どうしてもやっていきたい」という意気込みを話されてましたので、いいかなと、許可ということで、今回は調査会では進めさせていただきました。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは、ただ今、事務局説明及び各地区調査会長から、調査会での議論の報告についていただきました。この内容につきまして、皆さんのほうから発言を求めたいと思いますけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第280号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成を確認させていただきました。よって、議案第280号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第281号農地法第4条による許可申請について議題といたします。事務局より議案の説明をいたします。

熊 井 主 幹 議案第281号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思えます。番号1番及び2番の2点でございます。

1番は住宅の敷地を拡張して、倉庫と住宅への進入路を設置する転用案件でございます。2番は農家住宅を建築する転用案件です。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

なお、先月総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の2件の案件につきましては許可済みとなっておりますので、ご報告を申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査

会長からお願いいたします。

北村地区調査会長 番号1番ですけれど、先ほどありましたように、住宅敷地への進入路の案件でありまして、農地周辺の営農条件に支障はないということで、許可相当ということで判断をいたしておりますが、実は追認でありまして、義父の時代のときに、すでに農地を進入路として使ったということで、今回、おわびを市長に出して、もう一回きちっと整理したいということであります。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から番号2番をお伺いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。2番ですね。農家住宅の建築ということであります。この●●さんにつきましては去年、農地の取得ということで出していただいて、寺尾小学校の西側のところに農地を購入したり、借りたりってということで、実際に今農業をやっております。今回出てきたのは、その土地に農機具とかいろいろ置いてある倉庫があって、防犯にもなるし、作業をするにもそばにいたほうがいいかということで、その農地の倉庫の横に、平屋の、本当に1人で住むような家を建てて農業をやりたいということであります。その回りの農地にも影響はないということで、許可相当ということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第281号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案の第281号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第282号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第282号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7ページをご覧くださいと思います。番号2番から10ページ、11番までの10件でございます。

2番につきましては、自己用住宅を建築する転用案件でございます。3番は駐車場を設置する転用案件で、備考欄に農振除

外の記載のとおり、令和4年7月14日付で農業振興地域整備計画の変更があったものでございます。4番は、住宅への進入路を設置する転用案件です。5番は駐車場を設置する転用案件でございます。6番は資材置き場を設置する転用案件です。7番は農家分家住宅を建築する転用案件でございます。8番は農業用倉庫及び駐車場を設置する転用案件です。9番は農家住宅を建築する転用案件です。10番は事業所敷地を拡張する転用案件で、平成17年3月29日付で、農業振興地域整備計画の変更が行われてございます。11番は駐車場及び資材置き場を設置する転用案件で、令和4年7月26日付で農業振興地域整備計画の変更があったものです。

また、番号2番及び7番は、備考欄に、開発許可と記載がございまして、市街化調整区域において宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令により許可等が見受けられる見込みがない場合は、農地転用は許可されません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を、市建築指導課が受け付けておりまして、許可見込みがあるものでございます。

その他の内容につきましては、議案に記載の通りとなっておりますが、立地基準等許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の2件の案件につきましては、全て許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。説明は以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。2番の1件について、これは周辺農地の営農条件等に支障が生ずる恐れがないと認められるため、地区調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から3番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 　西部地区調査会の岡村です。許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から4番から6番、お願いい

たします。

北村地区調査会長 4番が住宅進入路の設置ということでありまして、今、ちょうど奥まったところにある宅地で、近隣の人の宅地を進入路として借りて、今、使ってたんですが、近隣の人から断られまして、やむを得ず農地を転用して、進入路にするという案件であります。周辺農地の営農には全く問題ありませんので、許可ということ判断しました。

5番ですけれども、これは駐車場を作る案件です。ただし、その北側に水路がありまして、駐車場を作るときに水路に影響があるとまずいので、約50センチぐらいの擁壁を建てて水路部分を確保するということを確認いたしましたので、営農条件に支障は無いという感じになりました。

それから6番でありますけれども、6番も、資材、これも、周辺農地の営農の条件に支障がないので調査会では許可相当ということ判断をいたしております。以上になります。

議 長 それでは続きまして、南部地区調査会長から7番、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。農家分家住宅の建設ということで、実家の兄が後継となっておりますが、その手伝いを受人がするものであります。調査会で検討した結果、集落に接続し、回りの農地にも影響がなく、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、8番から11番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。8番につきましては、●●の会社に自分で持ってる土地、農地に、会社の横にある土地を使って、倉庫とか駐車場を設置するという案件です。9番につきましては、お父さんの土地に子どもさんが近くに住んで、お父さんの土地、農地に住宅を建てるといふ部分であります。ちょっと10番飛ばしまして、11番であります。●●さんが、本社があって、その回りに農地を借りて、有償で所有権移転して駐車場とか資材置き場を設置するという案件であります。

10番に戻っていただきまして、これは追認なんです。●●さんっていう会社があるんですが、農地をいくつか分割していく中で、小さな土地も、今まで、もう農地から除外されてると思って使ってたんですけど、よく見たらまだ農地のままだったということで、一応、今回はその部分を農地から除外するという案件であります。許可条件に適合して特に問題はないという調査会での判断にいたしました。以上です。

議 長 農地法第5条、10件の案件について、それぞれ事務局並びに調査会長からご報告いただきました。これより質疑に入りま

す。ただ今の事務局説明並びに、各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。

田中委員長 ちよっといいですか。

議 長 どうぞ。

田中委員 今回の10番なんですけど、農振除外日っていうのが、平成17年の3月29日に行われてて、それ以後、じゃあこれ地目変更っていうか、そういう手続きをしなかったっていう判断でいいんでしょうか。

北村地区調査会長 はい。農地転用の手続きを怠ってしまいましたということで、顛末書も沿えてあります。それで今回、追認するということがあります。

田中委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。他、いかがですか。善財委員、よろしいですか。

善財委員 はい。結構です。

議 長 それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これより採決に入ります。議案第282号について、許可相当とすることに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成の確認ができました。よって、議案第282号農地法第5条につきましては、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第283号長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第283号長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご説明を申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。番号1番の1件です。この件につきましては、長野市空き家バンクに登録された空き家に付随した特定農地の指定でございます。指定する農地は、長野市信州新町竹房字越沖●●の二筆で、地目は畑、面積は228㎡でございます。通常、信州新町地区の下限面積は10アールでございますので、228㎡では所有権移転はできませんが、空き家とともに取得する場合には、農家創設をすることなく、1アール以上10アール未満で取得することができます。

また、この農地は長野市空き家取得者の取得する特定農地に掛かる別段の面積に関する要綱の基準を満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、決定いただくものでございます。説明は以上です。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに農家創設に基づいた意見のご報告をお願いいたします。南部調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部調査会の村田です。空き家の特定農地の指定についてということで、この書いてあるとおり二筆です。宅地があってその南側に二筆の畑があるというような状況です。宅地に接しておりますし、問題ないというふうに判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からのご報告につきまして、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第283号は特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。よって、議案第283号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第284号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 豊田主査 農業政策課、豊田と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案番号284号 農振除外等に係る意見聴取につきましてご説明させていただきます。資料につきましては、右上に別冊と書いてございます、第31回農業委員会総会議案（農振除外等に関わる意見聴取について）になります。

それでは資料の1ページです。軽微変更案件受付表になりますので、ご覧ください。今回の農業振興地域整備計画の変更は、軽微変更の2点でございます。

それでは資料2ページをご覧ください。軽微変更番号1になります。事業計画者の●●株式会社、今年1月に創設しました会社でございます。現在、信更、七二会、若穂地域でワイン用ブドウの栽培を行い、隣接市町村に醸造を委託しておりますが、今回、長野市産ワインの加工、販売を行うため、計画地にワイナリーの建設を申し出たものであります。

申出地は篠ノ井有旅字峠●●、他3筆で、地目は田畑、軽微変更面積は4筆合計2,252㎡。関係する土地改良区はございません。土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては、農用地区域内用地における農業用施設のため、転用見

込みあり。開発許可につきましては、都市計画区域外のため、許可不要となっております。

除外5要件でございます。①から④までは要件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等、完了から8年未経過の条件を満たす必要がありませんので、要件から除いております。

続いて、下記の内容説明になります。現在、信更、七二会、若穂地域で、ワイン用ブドウの栽培をしており、市内栽培者のブドウを原材料としましたワインの醸造、販売をするため、申出地におきましてワイナリーを建設するもの。ワイン製造を行うにあたり、各ブドウ園からの運搬上、利用性が良く、来客者のアクセスも良好な申出地におきまして計画した。建物は醸造施設、事務所、販売スペース等を配置、屋外には駐車スペースとしまして、来客用10台、従業員用3台分を確保するものでございます。

3ページには位置図。4ページには各ブドウ栽培地と本施設の位置関係を表した図を添付しております。5ページにおきましては配置図、6ページに平面図、また7ページには立面図を添付しておりますので、参考としてご覧ください。

次に参ります。8ページ、軽微変更番号2です。事業計画者及び土地所有者の●●さんが農業用施設を建築し、リンゴの収穫用コンテナ置き場としてすでに利用しているため、追認案件となります。申出地は、大字大町字錨堰内●●。地目は畑です。

軽微変更面積は165㎡のうちの36.05㎡。長野平土地改良区の受益地でございますが、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては、農用地区域内用地におきます農業用施設のため、転用見込みあり。開発許可は、農業用施設のため許可不要となっております。

除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供しますことから、土地改良事業完了から8年未経過の条件を満たす必要はないため、要件から除いております。

続きまして、下記の内容説明です。事業計画者は大町地区で、主にリンゴ栽培を行っております。自宅に近い申出地において、リンゴ収穫コンテナ等を保管するため、農業用の倉庫を建設し利用しています。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がございませんでしたので、今回改めて申し出するものです。

9 ページには位置図、10 ページには配置図、平面図、立面図。また 11 ページには現況写真を添付しておりますので、参考としてご覧ください。

軽微変更につきまして、2 件でございます。説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただ今、農業政策課より説明をいただきました。それでは番号 2 番につきましては、北部調査会長から、それから 1 番につきましては南部地区調査会長から、それぞれの補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。それでは最初に、北部調査会長さん、番号 2 番をお願いします。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。ナンバー 2 につきましては、農業用倉庫建設の追認案件でありまして、許可できるというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 　　はい。それでは引き続きまして、番号 1 番、南部地区調査会長からお願いいたします。

村田地区調査会長 　　南部地区調査会、村田です。ワイナリーの建設ということで、信更地区でも 4、5 年前からワイン用のブドウの生産はもうすでに始めているんですが、今回は念願のワイナリーの建設というふうなことを、具体的になってきたというようなことで、非常に喜ぶところであります。

　　場所的にもちょっと山の中でもありますけど、まずまずなどこかなと思ってますし、調査会で検討し問題ないというふうに判断、将来的にはこのワイナリーの周りの畑等を借りてワインブドウを栽培というふうなこと、検討されてるという話を聞いております、以上です。

議 長 　　ただ今、農業政策課さん及び地区調査会長の報告をいただきました。この内容につきまして、ご発言のある方、挙手を求めたいと思います。いかがでしょうか。ちょっと私のほうから、農政課さんちょっと教えてください。

農 業 政 策 課 　　はい。
豊 田 主 査

議 長 　　2 番の大町の、小字のこの読み方なんていうんですか。

農 業 政 策 課 　　すいません、私の調べた中では、ビョウセギナイ。
豊 田 主 査

議 長 　　ビョウセキナイ。

農 業 政 策 課 　　セギですね。
豊 田 主 査

議 長 　　セギね？ビョウセギナイね？

農 業 政 策 課 　　はい。
豊 田 主 査

議 長 他、いかがですか。1番のワイナリーについては、長野市で初めてですよ。

農業政策課
豊田主査

そうですね。

議 長 多分ね。そういう面で非常に注目されてますし、まだまだ、これ拡大をするスペースなんかはあるんですか？

村田地区調査会長 土地的にはあると思いますけど。建物とか施設をすぐに大きくすることとかが必ずしも可能かどうか、そういうことは私には、ちょっと分からないんですけど。

議 長 あと、例えば観光で、これから観光客を呼び込んで、ここでCMも含めて販売活動とかをするというような施設も、当然これセットとして入ってますよね？

村田地区調査会長 松田さん、何か意見ありますか。

松田委員 はい。ワイナリーに関しては、良いものを少量生産するというので、今、ワイン特区を取得する、長野県、市の計画がございませけれども、なるべくグレードの高いものを作っていくという目標でいらっしゃるようです。また、ワインの文化を醸成するためにも、飲む文化、ワインを親しんで飲む文化っていうのもつくっていきたいということで、先ほどの試飲とかするスペースも表に作りながら、すぐ下に恐竜公園がございませるので、恐竜公園とそれから動物園がございませるので、その来場者に向けてもアピールしていくような話を聞いてます。

村田地区調査会長 長野市のワイナリー特区、それは申請はもうされてる？

松田委員 農政課のほうで、今、計画中というふうに私は聞いております。

村田地区調査会長 それから一つ、もし、お分かりかと思いますが、代表者が●●さんということで、この前、南部地区の調査会で信更のワイン畑を見学したんですけど、あのとき、説明をいただいた方です。

議 長 非常に明るい話題ではないかということで、期待をしたいというふうに思います。他にも、これらを含めていろいろ、他にご意見ございますか。よろしいですかね。

それでは、ないようでございますので採決に入ります。議案第284号の軽微変更案件について、用途区分変更が相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第284号は用途区分変更が相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第285号 非農地決定についてを議題とい

たします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 285 号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法等議案の本冊の 13 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 41 ページの 620 番まででございます。非農地決定でございますけれども、農地利用状況調査で、山林・原野と判断されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この地点で、農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させるものでございます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を提出することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。41 ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただきますものにつきましては、山林が 156 筆で面積が 64,484.39 m²、原野が 464 筆で、面積は 194,908.27 m²、合計で 620 筆 259,392.66 m²でございます。多くは、本年の 7 月に若穂地区、七二会地区、戸隠地区の対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したこと、まとまって申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですかね。非農地決定、非農地については、残すべきところは残す、そうでないところについては非農地から外すという基本的な考え方で作業を、まだまだ、本来そうすべきところが山ほどありますので、どんどん作業を進めていきたいというふうに思っていますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは採決に入ります。議案第 285 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって、議案第 285 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 122 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 123 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 124 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 報告第 122 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。43 ページをご覧くださいと思います。番号 21 番から 44 ページの 28 番までの 8 件でござ

います。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出れば良いこととなっております。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第123号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告申し上げます。45ページをご覧くださいと思います。番号66番から51ページの83番までの18件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第124号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についてご報告申し上げます。53ページをご覧くださいと思います。番号1番から3番の3件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は農地法許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりでございますが、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件につきまして、ご報告、ご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第122号、第123号及び第124号について説明がありました。この内容につきまして発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございますけれども、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、農地法関係の議題につきましては、全てこれで終わりましたけれども、時間がまだ早いから、継続して農業委員会業務等に関わる議案の審議に入りたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

議案第286号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。事務局より、各地区調査会での意見等、状況と、決定事項を含めて議案の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。議案第 286 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、資料ナンバーの 1、こちらをご覧くださいかと思ひます。こちらにつきましては、調査会で説明させていただき、皆さまのご意見を元に内部で調整、検討し、修正しました。調査会で説明したときと大幅な内容の変更はありませんので、表現方法等の変更した点も説明させていただきます。

まず、文字の大きさを統一させていただきました。次に資料の 5 ページをご覧ください。3 の新規就農にかかる支援の強化についての施策提言の①、親元就農者支援事業の要件緩和につきまして、より分かりやすい提言となるように修正をしております。

具体的には、記載のとおりですが、親元就農者支援事業の交付要件として、対象者を認定農業者の子、孫に限定していますが、新たな新規就農者、担い手を確保するためには、農家の子どもやその他、何らかのご縁で丸ごと農地を引き継げる、引き受ける者などが親元に就農することが一番現実的で、かつ可能性が高いものである。そのため、農業後継者の拡充を促進するために、認定農業者の要件を除外としました。

続きまして、4 の、その他の施策提言の①ですが、こちらでも分かりやすい提言となるように修正をしております。具体的には、記載のとおりですが、①の農業の社会的意義を啓発するために、ここで区切りまして、下の項目、丸印の表現で表しております。

この他には、言葉遣いを若干修正しております。いただいた意見を元に修正した内容の説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より意見書に対する最終案について説明を受けました。この内容につきましては、各地区調査会とか総会でも議論をさせていただいてはいますが、最終確認として 10 月に市長に提出するものを、今日この場で確認が必要となりますけれども、質問ありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 すいません、5 番、これ 5 番の今の①に説明いただいた部分の。

議 長 5 番じゃなくて・・・。

鈴木委員 5 ページです。5 ページの、3 番の政策提言、今ご説明をいただいたところですね。3 行目、何らかのご縁で、農家の子どもやその他、何らかのご縁で丸ごと農地を引き受ける者などが、親元に就農するって、この親元があると、これちょっと、

どうなんでしょう。親元があると、結局この認定農業者の要件を除外、これは認定農業者以外の親元の農地を引き受けるという意味ですかね。

笠井事務局長補佐

そうです、考え方、今、委員がおっしゃったとおりですね。認定農業者以外の農家の親元にとという意味合いで書いたところなんですけど、ちょっと伝わりづらいですね。すいません。

鈴木委員

これ、結局だから、何らかのご縁で丸ごと農地を引き受ける者っていう、者っていうのは、例えば、農家の子どもじゃない農家の子孫も、農家じゃない子孫、お子さんやお孫さんも含めるという意味だと、この親元っていうのがちょっとしっくり、その辺は読み取り方がちょっと、僕の読み取り方が間違っていたら、大変失礼なんですけど、この親元、ちょっと引っかかるんですね。ちょっと、むしろ皆さまがたのご意見に従いたいとは思いますが、いかがなんでしょうか。

議
善
議

長
財
員
長

はい、善財さん。
はい。全く同じ意見です。違和感あります。
表現について分かりにくいってことですか、それとも・・・この要求が。

鈴木委員

意味はよく分かるんですよ。要は、僕の捉え方は、その農家のお宅の人以外でも、誰でも、例えば、全く新規で来た人に対してもという意味なのか、それとも、農家の、認定農業者以外の農家のお子さんやお孫さんを対象にしてるのかっていう部分がちょっと読み取りにくいなっていう。

何らかのご縁で丸ごと農地を引き受ける人っていうのは、どういう人か分からないですよ。というのも、ちょっとごめんなさい、僕、これが一般にご理解をいただける、善財委員もあれでしたけどもこれ一般的にこれが理解されるのであれば別に、ここでは、申し上げるつもりはないんですが。ちょっと若干引っかかったので、すいません。

議
北村地区調査会長

長

じゃあ意見だけちょっと、じゃあ北村委員さん。
確かに、分かりにくい言葉だと思うんですけども、なのでこの「親元に」のところを、何か、取れば。

鈴木委員
北村地区調査会長

そういうことですね。
ええ、取れば、普通の親元の師弟が就農する場合と、それから、あちこちで起きてますけど、全てその人の農地を全部、引き受けるというケースが出てきてますので、そのことも含めて、農地を維持していく、農業の世界に滞在するというようなケースに対して、土地を渡す人が、リタイアする人が、認定農業者じゃなきゃ駄目だっていうのは、就農者を確保するという意味では、ちょっとまずいんじゃないかと。要件を緩和して、

- 額とかそういうものは別にして、できるだけ皆さんがたに、モチベーションを上げてあげたらどうかなってというような意味合いだと思うんで、親元にというのを取れば。
- 議 長 親元認定者に限定することを、もうちょっと幅広く対象者にしたいってことでしょう。
- 北村地区調査会長 そうですね。いわば。
- 議 長 ここで言わんとしてるのは。
- 北村地区調査会長 そうですね。
- 議 長 やはり現実には、認定農家じゃなくても、それなりの面積を丸ごと引き継ぐような事例も出てますよと。
- 北村地区調査会長 そうですね。
- 鈴木委員 いいですか。会長、すいません。
- そうするとそもそも、この親元就農者支援の要件の緩和で、認定農業者の除外、要件を除外っていうのが、またちょっとつじつま合わない感じがするんですよね。
- となると、むしろこの親元就農者のところを生かすのであれば、この認定農業者の要件を除外するということであれば、またちょっと、今のところもまたちょっと、つじつまが合わなくなるということで、一応これは、もし書くのであれば、まずはこの認定農業者の要件を除外ということと加えて、例えば、何らかのご縁で来た人に対しても、この、今、長野市でやってるこの支援を拡大をするというようなつくりのほうで、ごめんなさい、ちょっと今更で申し訳ないんですが。もともとこういう作りになってたかどうか、記憶が定かじゃないんですが、個人的にはなんとなく、つじつまが合わないなというところを、ちょっとすいません、中部調査会ではなかなか、意見共有できなかったんで、申し訳ないんですが。すいません。
- 議 長 現行の、いわゆる親元就農支援事業はそのままで、さらにこういった特別な事例についても対象とならないかと、要は並列で。そういう理解でいいわけですね。
- 鈴木委員 元の文のほう分かりやすいんじゃないかな。
- 議 長 事務局、何かそれに対するコメントございますか。
- 笠井事務局長補佐 言いたいことは、今、会長のおっしゃったとおりです。認定農業者の子、孫だけではなくて、その他の者にも新たに就農する方に、この補助金を対象としてもらいたいと。それを言いたいところですよ。
- 議 長 いいたいところ。だから、幅広く対象を網羅したいという考え方ですよ。
- 笠井事務局長補佐 そうです。
- 議 長 これは中部地区の中で提案したんですね。

北村地区調査会長 そうです。議論してたんですが、ちょっと分かりにくい。
 議長 長 ちょっと表現の仕方を。
 北村地区調査会長 すいませんでした。
 議長 長 もうちょっと分かりやすく変えるということで、趣旨そのものはこの内容でいけると。お互いに言ってることは理解されてると思うんですけど。

善財委員 長 長 ちよつといいですか。
 善財委員 長 はい、善財さん。
 善財委員 地区調査会で出された資料のほうが分かりやすいんですよ。
 議長 長 調査会で出ますよね。
 善財委員 長 長 なぜかという、この文面見ると、交付要件として、認定農業者の子に限定していますが、そこで違う文章が入ってきちゃうから、分かんなくなっちゃうんですよ。ですから、最初のほうに対象者は認定農業者に限定していますが、認定農業者の要件を除外すると。これは新たな新規就農者はこういったことがあるんですよっていうふうに、二つ。
 議長 長 長 この二つでね。
 善財委員 長 長 文章を二つにすれば。
 善財委員 長 長 なるほど。
 善財委員 長 長 すぱっとくるんですね。認定者の要件を条件を除外してほしいと。それはこういうことだという説明になってくるんで。
 議長 長 長 理解しやすいと。
 善財委員 長 長 理解しやすいと思いますね。
 議長 長 長 なるほど。その辺の、そういう内容で趣旨については特別変わらないと思いますよ。そういう方法で、そうしたほうがいいんじゃないかっていうことですね。事務局どうですか。そのへん十分、理解しますよね。

笠井事務局長補佐 長 長 はい。
 議長 長 長 じゃあ、この点についてもう一度ちょっと表現を見直ししながら、この次の役員会？調査会？
 笠井事務局長補佐 長 長 役員会で。
 議長 長 長 役員会で。
 笠井事務局長補佐 長 長 すいません、これ10月17日に市長に手渡すわけなんですけど、その前に、農林部のほうにこの資料を事前に提出しなければいけないということがあります。本来でありますと、9月の総会で図るべきところだと思うんですけども、大変申し訳ございません、間に合いませんので、できましたら、9月の役員会で、役員の方々に決定していただいて、それを提出させていただければという事務局のご相談になります。

議 長 分かりました。じゃあ、この3番の新規就農者に関わる支援の強化についての親元就農の項目については、この内容に若干、分かりやすいように文面を変更するという点について、よろしいですかね。

鈴木委員 お願いします。
議長 じゃあ、役員会で最終確認させていただきますので、皆様のご了承をお願いしたいというふうに思います。それ以外につきまして、意見書の内容、よろしいですか。

では、今、整理をさせていただいた内容を含めて、この意見書の原案について、提出をすることに対して、皆さんがたの意志を最終確認したいと思います。農地法等利用最適化に関する意見書については、来月開催の役員会で最終確認及び決定をすることで、お認めの方については挙手をお願いいたします。一部上げていませんがご異議ございますか。よろしいですか。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。じゃあそういうことで、今の項につきまして、役員会で議論した上で最終的に決定をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議案第287号長野市農政懇談会についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 資料ナンバー2、こちらのほうをご覧ください。こちらにつきましても、調査会で説明させていただきまして、皆さまのご意見をいただきました。まず、内容に変更はございません。1ページ目をご覧ください。1と2の日程と場所ですが、10月17日の午後3時から、ホテル国際21で開催いたします。

なお、終了後に懇親会を予定しております。3の参集者は市長を始め、農業委員、推進委員の全員を対象としておりますので、お忙しい時期ではございますが、ご予定をしておいていただきたいと思います。

続きまして2ページ目をご覧ください。こちらのタイムスケジュールも調査会説明時と変更ありません。続きまして、3ページをご覧ください。各テーマ別の説明者が決定しましたので、ご説明させていただきます。一つ目のテーマにつきまして、意見書の説明を東部地区の北村調査会長様に、課題、補足説明を中部地区の北村調査会長様にご説明をいただきます。

次に、二つ目のテーマにつきましては、意見書の説明を西部地区の岡村調査会長様に、課題や補足説明は①の農業機械化補助金制度の拡充と予算確保を南部地区調査会の中村推進委員に。また、③番の農地の再生作業を請け負う組織の募集と支援

策（再要望）を西部地区調査会の和田農業委員にご説明をいただきます。

次に、三つ目のテーマにつきましては、意見書の説明を北部地区の関調査会長に、課題や補足説明は東部地区調査会の北村調査会長にご説明をいただきます。

四つ目のその他につきましては、意見書の説明を南部地区の村田調査会長に、課題や補足説明は北部地区調査会の奥山推進委員にご説明をいただきます。

ここで本日皆さまにご検討いただきたい点がございます。現在、当地域は感染警戒レベル6の状況でございます。この状況を踏まえて、農政懇談会を中止にする基準を事務局で考えましたので、ご検討をお願いしたいと思います。まず、現在感染警戒レベル6という高いレベルであっても、行動制限がないことや、ホテルでの開催であり、基本的感染対策が成されているため、農政懇談会自体は、行動制限が出されない限り実施をしたいと考えております。反面、懇親会につきましては、本日お配りしております『信州版“新たな会食”のすゝめ』でございますけれども、人と人との間は1メートル以上開ける、マスク会食、こういう基本的な感染防止の基準があるわけですが、参加者80名ということも考えますと、ちょっと守りきれないのではないかと考えております。

つきましては、懇親会は感染警戒レベル6の状況では、中止にしたいと考えております。なお、この最終判断は、ホテルのキャンセルが3週間前のため、9月22日に決定しまして、9月の調査会で皆さまにお伝えしたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議

長 ただ今、議案287号長野市農政懇談会についての詳細につきまして、事務局からいろいろいただきました。それぞれ、スケジュール、それから役割分担等々については記載のとおりでございます。

1件だけ気になっているのがコロナの感染状況でございますけれども、私のほうからも冒頭申しましたように、行動制限自体、基本的には出されていないということもありますので、懇談会自身はこのまま進めましょう。懇親会につきましては、基準ございますので、今の現行、これ警戒レベル6でございます。こういう状況では、とてもじゃないが開催できない。これについても、一定の沈静化がなされた段階で、改めて最終ジャッジをしたいというふうに考えておりますので、これらを踏まえて、事務局の提案について、まずご質問等ございましたらお伺いしたい。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 ちょっと何とも余裕ないんですけど、やっぱり飲食は、慎重には慎重をしたいなというふうに思っています。

それでは、特にご意見がございませんので、一応、今、事務局が口頭でご説明申し上げました内容含めて、農政懇談会については提案のとおりで進めてくれということについて、ご了解得られる方については挙手をお願いしたいと思います。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員の確認をいただきました。この内容をベースに、今度、事態の推移を見ながら適正なジャッジをしていきたい、なおかつ皆さまがたに随時ご報告をさせていただくということで、この場を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第 288 号 第 19 期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催についてを議題といたします。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 資料ナンバー 3、こちらをご覧くださいと思います。本件は第 19 期の農地利用最適化推進委員の適任者を選考する検討会の説明となります。まず、裏の 2 ページ、設置要綱がありますので、ご覧いただきたいと思います。こちらの第 3 条、組織で、検討委員は長野市農業委員会役員で構成するという事になっておりますので、役員の皆さまにはよろしくお願ひしたいと思います。

もう一度、表のほうに戻っていただきたいと思います。1 番の、検討委員会の開催は 9 月 21 日の水曜日、午後 13 時 30 分からを予定しております。なお、午前中は農業委員の選考委員会を予定しております。

続きまして、2 番の、検討委員会の流れでございしますが、現在、公募・募集を行っております、明後日の 9 月 2 日が締め切りとなっておりますが、定数がそろわなければ募集を延長したいと思っております。先ほど局長からもありますが、1 週間程度延ばす予定で進めてございます。

42 名以上応募者がそろったところで、第 1 回検討委員会の書類審査を実施します。書類のみで定数が充足されれば、下向きの矢印のとおりとなりますが、必要に応じて右向きの矢印のように、第 2 回の検討委員会を開催する場合もございします。

適任者が決定しますと、検討会で検討したこと、及びその意見は全て農業委員会総会へ報告し、議決を得る必要がありますので、12 月の総会で審議をいただきまして、候補者を決定したいと考えております。事務局からの説明は以上でございします。

- ご審議をお願いいたします。
- 議 長 それでは、第 19 期体制に係る農地利用最適化推進検討委員会につきまして、ただ今、事務局から説明をいただきました。この内容につきまして、皆さんがたのほうからご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。スケジュール、それから内容についてご説明いただいたと思うんですけど。いいですかね。関委員どうぞ。
- 関 地区調査会長 ちょっと聞きたいんですけど、1 ページの、第 1 回の検討委員会、これ 9 月 21 日で時間は何時からということでしょうか。
- 笠井事務局長補佐 1 時半からを予定しております。
- 議 長 これ、21 日で、1 時半ね？
- 笠井事務局長補佐 はい。
- 議 長 他、いかがでしょうか。なかなか、推進委員の選出ってのは、地域で苦慮されているというところも知っておりますけども、いずれにしても、大事な大事な、大きな戦力でありますので、それぞれ期間までに全力で、皆さん方に相談等々いくと思います。ぜひ相談に乗ってあげて前向きな姿勢を見せてあげてというのを、よろしくお願いいたします。
- それでは、特にご意見、出ないので、推進委員検討委員会の開催について、この内容で特にご意見ございませんか。よろしいですかね。それでは、採決を確認したいと思います。提案の内容について、ご異議ないということについて、挙手をお願いいたします。
- 【全員挙手】**
- 議 長 ありがとうございます。全員の確認をいたしましたので、事務局に提案をいただいた検討委員会の開催についてを決定いたしました。ありがとうございます。
- 続きまして、議案第 289 号 第 7 回長野県農業委員大会における要請事項について議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いしたいと思いますんですけども、どうぞ。
- 笠井事務局長補佐 資料ナンバーの 4、こちらのほうをご覧いただきたいかと思っております。こちらにつきましても、調査会で説明させていただきました。特段、意見はございませんでしたので、記載のとおり、2 項目につきまして県の農業会議のほうに報告したいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 今、事務局から説明があったように、農業大会における要請事項についてということで 2 件ですね。農業経営基盤強化促進

法の施行について。もう一つは、農業新規参入の資金支援について、この2項目について長野市農業委員会として県の農業委員会のほうに進達するというところでございます。この内容で特にご質問、いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、確認したいと思います。原案のとおり決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。それでは、第7回長野県農業委員大会における要請事項については提案の内容で決定をさせていただきました。

それでは、本日予定をいたしました、農地法、それから農業委員会業務等に関する議事については全て終わりましたが、皆さんのほうから議案として、テーマとして議論いただきたい課題がありましたら、ご提案いただきたいと思いますけれども、特によろしいですか。

ありがとうございます。それでは大変効率よくご審議いただきましてありがとうございます。これで議長の席を下りさせていただきます。ご苦労さまでした。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他であります、本日の議事全体をとおして、委員の皆さんから何かありましたら意見をお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ、事務局から今後の日程について説明をいたします。

笠井事務局長補佐 次第の一番下をご覧ください。次回、第32回総会、9月の総会になりますけれども、9月30日の金曜日、午後1時30分から午後3時30分、場所は今回と同じ、こちら203会議室となります。

裏面をご覧くださいと思います。2番の地区調査会につきましては、記載のとおりでございます。3番の今後の会議日程等でございますが、一番下、5番のところに、第33回の総会につきましては10月31日の月曜日、1時半から3時30分、会場も今回と同じこちら203を予定しておりますので、皆さま、お忙しいところ申し訳ございませんがご予定していただきますようによろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。9月になると会議等ありますが、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。では、以上をもちまして第31回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。

